

庁 中 一 般
 区 役 所
 市 立 大 学
 事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

第1条中「定めがあるものを除き」を「定めるもののほか」に改め、「休息時間」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

所 管		課, 事 業所等	職員の区 分	勤 務 時 間	休憩時間	休 日
総 合 画 企 画 局	政 策 推 進 室	東京事 務所	産業及び 観光に係 るシティ セールス に関する 事務を担 当する次 長	交替に 午前8時45分から午 後5時30分まで 午前10時20分から 午後7時5分まで	一般職員 に同じ	一般職員 に同じ
	情 報 推 進 室	情報政 策課	汎用電子 計算機を 使用した 情報シス テムの運 営に關す る業務に 従事する 職員	交替に 午前8時から午後4時 45分まで 午前8時30分から午 後5時15分まで 午後1時から午後9時 45分まで	一般職員 に同じ	一般職員 に同じ
総 務 局	総 務 部	総務課	警 備 員 (警備長)	交替に	午後5時 までの勤	4週間を 通じて8

			及び副警備長を除く。)	午前8時から午後5時まで 午前8時から翌日の午前8時まで	務については1時間15分 午前8時までの勤務については8時間30分	日
			ボイラー取扱者	交替に 午前8時15分から午後5時まで 午前8時45分から午後5時30分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ
		歴史資料館	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
環境局	循環社会推進部	循環企画課	京都市環境保全活動センターに勤務する職員	午前8時45分から午後5時30分まで	一般職員に同じ	日曜日、木曜日（祝日法による休日に当たるときは、その日後最初に到来する祝日法による休日でない日）、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び

					12月29日から同月31日まで
	まち美化事務所	全 員	午前8時から午後4時45分まで	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日（12月18日から翌年の1月14日までの期間にあっては、4週間を通じて8日）並びに1月1日から同月3日まで
	生活環境美化センター	車両整備業務に従事する職員及びし尿収集業務に従事する職員	午前8時から午後4時45分まで	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日（12月18日から翌年の1月14日までの期間にあっては、4週間を通じて8日）並びに1月1日から同月3日まで
		その他の職員	一般職員に同じ		
適正処理施設部	施設管理課	北部クリーンセンターのうち環境局長が指定する施設に勤務する職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前10時から午後6時45分まで	一般職員に同じ	月曜日（祝日法による休日に当たる場合は、その日後最初に到来する祝日法

	東部クリーンセンターのうち環境局長が指定する施設に勤務する職員	一般職員に同じ		による休日でない日), 4週間を通じて4日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
クリーンセンター	機械炉の操作業務又は保守管理業務に従事する職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午後4時15分から翌日の午前9時15分まで	午後5時15分までの勤務については1時間 午前9時15分までの勤務については1時間30分	4週間を通じて8日及び1月1日から同月3日まで
	南部クリーンセンターの職員の送迎自動車の運転手	交替に 午前7時から午後3時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午前9時30分から午後6時15分まで	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日(12月18日から翌年の1月14日までの期間にあっては、4週間を通じて8日)並びに1月1日から同月3日まで
	その他の職員	一般職員に同じ		
埋立事業管理事務所	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日(12月

						18日から翌年の1月14日までの期間にあつては、4週間を通じて8日)並びに1月1日から同月3日まで
文化市民 文芸都推進 局	文化芸術市推進 室	美術館	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
		動物園	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日
		元離宮二条城事務所	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
	市民スポーツ振興 室	スポーツ企画課	横大路運動公園及び桂川緑地久我橋東詰公園に勤務する職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午後0時30分から午後9時15分まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12

						月29日から同月31日まで
産業 観光 局	商工 部	経済企 画課	首都圏に おける催 事等を担 当する担 当課長	交替に 午前8時45分から午 後5時30分まで 午前10時20分から 午後7時5分まで	一般職員 に同じ	一般職員 に同じ
		中央卸 売市場 第一市 場	農産品現 場に勤務 する職員 及び水産 品現場に 勤務する 職員	交替に 午前5時から午後1時 45分まで。ただし、 土曜日は、午前8時3 0分まで 午前8時30分から午 後5時15分まで。た だし、土曜日は、正午 まで	土曜日以 外の日 は、1時 間	日曜日、 4週間を 通じて2 日、祝日 法による 休日並び に1月2 日、同月 3日及び 12月2 9日から 同月31 日まで
		中央卸 売市場 第二市 場	全 員	一般職員に同じ	一般職員 に同じ	日曜日、 4週間を 通じて4 日、祝日 法による 休日並び に1月2 日、同月 3日及び 12月2 9日から 同月31 日まで
保健 福祉 局	保健 福祉 部	身体障 害者リ ハビリ テーシ ョンセ ンター	病棟に勤 務する看 護師	交替に 午前8時30分から午 後5時15分まで 午後4時30分から翌 日の午前1時15分ま で	一般職員 に同じ	4週間を 通じて8 日

		午前0時30分から午前9時15分まで		
	保育士及び福祉施設指導員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午後1時から翌日の午前9時まで	午後5時15分までの勤務については1時間 午前9時までの勤務については4時間30分	
醍醐和光寮	寮長，次長並びに調理師，保育士及び福祉施設指導員以外の職員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日
	調理師	交替に 午前7時から午後3時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午前10時から午後6時45分まで		
	保育士及び福祉施設指導員	交替に 午前7時30分から午後4時15分まで 午前8時から午後4時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午前9時30分から午後6時15分まで	1時間。ただし，午前9時までの勤務については，4時間30分	

			午後0時15分から午後9時まで		
			午後1時から翌日の午前9時まで		
生活福祉部	生活館	全 員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午後0時15分から午後9時まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ
子育て支援部	児童福祉センター	調 理 師	交替に 午前6時30分から午後3時15分まで 午前7時から午後3時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午前9時15分から午後6時まで 午前11時15分から午後8時まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日
		児童相談所相談課の保育士及び福祉施設指導員（一時保育業務に従事する職員に限る。）	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前11時30分から午後8時15分まで 午後1時から翌日の午前9時まで	1時間。ただし、午前9時までの勤務については、4時間30分	
		発達相談所診療療育課の職員（知的障害児通園施設及び盲ろう	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日は、正午まで	土曜日以外の日は、1時間	

	あ児施設としての事業に従事する職員に限る。)			休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
	青葉寮長	午前8時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日
	青葉寮の保育士及び福祉施設指導員	交替に 午前7時30分から午後4時15分まで 午前8時15分から午後5時まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午後1時15分から午後10時まで 午後1時15分から翌日の午前9時15分まで	1時間。ただし、午前9時15分までの勤務については、4時間30分	
	青葉寮の心理職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前11時から午後7時45分まで 午後1時15分から午後10時まで	一般職員に同じ	
保育所	ひかり保育所、周山保育所及び細野保育所に勤務する保育士	交替に 午前7時から午後3時45分まで 午前7時15分から午後4時まで	午後3時45分までの勤務、午後4時までの勤務、午後4時	日曜日、4週間を通じて3日、祝日法による休日並びに1月2

午前7時30分から午後4時15分まで	15分までの勤務, 午後4時30分までの勤務, 午後4時45分までの勤務, 午後5時までの勤務, 午後5時15分までの勤務, 午後5時30分までの勤務, 午後5時45分までの勤務, 午後6時までの勤務, 午後6時15分までの勤務, 午後6時30分までの勤務, 午後6時45分までの勤務, 午後7時までの勤務及び午後7時15分までの勤務について	日, 同月3日及び12月29日から同月31日まで
午前7時45分から午後4時30分まで		
午前8時から午後4時45分まで		
午前8時15分から午後5時まで		
午前8時30分から午後5時15分まで		
午前8時45分から午後5時30分まで		
午前9時から午後5時45分まで		
午前9時15分から午後6時まで		
午前9時30分から午後6時15分まで		
午前9時45分から午後6時30分まで		
午前10時から午後6時45分まで		
午前10時15分から午後7時まで		
午前10時30分から午後7時15分まで		
午前7時から午前10時30分まで	は, 1時間	
午前7時30分から午前11時まで		

	午前8時から午前11時30分まで		
	午前8時30分から正午まで		
	午前9時30分から午後1時まで		
	午前10時から午後1時30分まで		
改進黨育所に勤務する保育士	交替に 午前7時から午後3時45分まで 午前7時15分から午後4時まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月31日
その他の保育士	午前7時30分から午後4時15分まで 午前7時45分から午後4時30分まで 午前8時から午後4時45分まで 午前8時15分から午後5時まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時45分から午後5時30分まで 午前9時から午後5時45分まで 午前9時15分から午後6時まで 午前9時30分から午		日曜日、4週間を通じて4日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

			後6時15分まで 午前9時45分から午後6時30分まで 午前10時から午後6時45分まで 午前10時15分から午後7時まで 午前10時30分から午後7時15分まで		
		その他の職員	交替に 午前8時から午後4時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで		
保健衛生推進室	生活衛生課	斎場に勤務する職員	午前9時30分から午後6時15分まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日及び1月1日
	京都市立病院	運転手	午前8時から午後4時45分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ
		臨床検査科の臨床検査技師	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時30分から翌日の午前1時まで及び同日の午前7時30分から午前8時30分まで 午後5時15分から翌日の午前1時まで及び同日の午前7時30分から午前8時30分まで	1時間。 ただし、午前8時30分から翌日の午前1時まで及び同日の午前7時30分から午前8時30分までの勤務については、2時間	4週間を通じて7日又は8日
		栄養科の事務職員	交替に	一般職員に同じ	一般職員に同じ

	午前8時30分から午後5時15分まで		
	午前9時15分から午後6時まで		
栄養士及び調理師	交替に 午前6時15分から午後3時まで 午前9時15分から午後6時まで		4週間を通じて8日
薬剤科の薬剤師及び放射線技術科の診療放射線技師	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時30分から翌日の午前2時まで 午後5時15分から翌日の午前2時まで	1時間。ただし、午前8時30分から翌日の午前2時までの勤務については、2時間	4週間を通じて7日又は8日
手術室に勤務する看護師	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時30分から翌日の午前2時まで 午前10時から午後6時45分まで 午後5時15分から翌日の午前2時まで		
病棟に勤務する看護師	交替に 午前8時から午後4時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時30分から翌日の午前2時まで		

		<p>正午から午後8時45分まで</p> <p>午後4時30分から翌日の午前1時15分まで</p> <p>午後5時15分から翌日の午前2時まで</p> <p>午前0時30分から午前9時15分まで</p>		
	透析室に勤務する看護師	<p>交替に</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>正午から午後8時45分まで</p>	一般職員に同じ	日曜日及び4週間を通じて4日
衛生公害研究所	中央卸売市場第一市場関連業務に従事する職員	<p>交替に</p> <p>午前6時30分から午後3時15分まで。ただし、土曜日は、午前10時まで</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日は、正午まで</p>	土曜日以外は、1時間	日曜日、4週間を通じて1日及び2の土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
	中央卸売市場第二市場関連業務に従事する職員	<p>交替に</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>午前8時30分から正午まで</p>	午後5時15分までの勤務については、1時間	日曜日、4週間を通じて3の水曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び

				12月29日から同月31日まで
京都市立京北病院	一般病棟に勤務する看護師、准看護師及び看護助手（専ら看護の補助業務に従事する職員をいう。以下同じ。）	<p>交替に</p> <p>午前7時45分から午後4時30分まで</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>午後1時から午後9時45分まで</p> <p>午後4時30分から翌日の午前1時15分まで</p> <p>午前0時30分から午前9時15分まで</p> <p>午前7時45分から午前11時15分まで</p> <p>午前8時30分から正午まで</p>	<p>午後4時30分までの勤務、午後5時15分までの勤務、午後9時45分までの勤務、午前1時15分までの勤務及び午前9時15分までの勤務については、1時間</p>	4週間を通じて8日
	療養病棟に勤務する看護師、准看護師及び看護助手	<p>交替に</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>午後4時30分から翌日の午前9時30分まで</p>	<p>午後5時15分までの勤務については1時間</p> <p>午前9時30分までの勤務については1時間30分</p>	
桃陽病院	看護師	<p>交替に</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>正午から午後8時45分まで</p>	一般職員に同じ	4週間を通じて8日

				午後4時30分から翌日の午前1時15分まで		
				午前0時30分から午前9時15分まで		
			調理師	交替に 午前6時から午後2時45分まで 午前9時から午後5時45分まで 午前11時30分から午後8時15分まで		
			栄養士	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前9時から午後5時45分まで		一般職員に同じ
区役所又は区所は役所支	区民部	総務課及び市民窓口課	全員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前9時15分から午後6時まで 午前10時15分から午後7時まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ
		コミュニティセンター	作業員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時30分から正午まで	午後5時15分までの勤務については、1時間	日曜日、4週間を通じて3日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から
			その他の職員	交替に 午前9時15分から午後6時まで	午後6時までの勤務及び午後9時ま	

				午後0時15分から午後9時まで 午前9時15分から午後0時45分まで	での勤務については、1時間	同月31日まで
福祉部	福祉介護課	家庭奉仕員		一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日、土曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
		その他の職員（作業員を除く。）		交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前9時15分から午後6時まで 午前10時15分から午後7時まで		一般職員に同じ
	保険年金課	全 員		交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前9時15分から午後6時まで 午前10時15分から午後7時まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令の施行の前日から引き続き勤務に関するこの訓令による改正後の京都市職員の勤務時間等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 東部クリーンセンター及び南部クリーンセンターの機械炉の操作業務又は保守管理業務に従事する職員の平成20年1月13日までの勤務に関する改正後の規程別表の規定の適用については、同表環境局の款適正処理施設部の項クリーンセンターの

「

目中	交替に	午後5時15分までの勤務については1時間	とあるのは、
	午前8時30分から午後5時15分まで	午後4時15分から翌日の午前9時15分まで	
		午前9時15分までの勤務については1時間30分	

」

「

交替に	1時間。	とする。
午前8時30分から午後5時15分まで	ただし、午前8時30分から午後9時15分までの勤務については、1時間15分	
午前8時30分から午後9時15分まで		
午後8時30分から翌日の午前9時15分まで		

」

4 南部クリーンセンターの職員送迎自動車運転手の平成20年1月13日までの勤

務に関する改正後の規程別表の規定の適用については、同表環境局の款適正処理施設部の項クリーンセンターの目中「午前9時30分から午後6時15分まで」とあるのは、「午後1時30分から午後10時15分まで」とする。

(総務局人事部給与課)